

垂水区地域文化資源保存活動補助金交付要綱

平成 29 年 4 月 1 日 垂水区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域文化資源保存活動に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

2 垂水区内に伝わる、地域コミュニティの核となり、地域住民により守り伝えられてきた行事や民族芸能等の伝統文化に関する物的資源（以下「地域文化資源」という。）のうち、第 3 条の規定に該当するものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じることにより、地域活動の担い手育成のきっかけを与えるとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、宗教活動、政党活動又は営利を目的としない団体であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域住民で組織された団体
- (2) 垂水区に活動拠点がある市民活動団体
- (3) その他、区長が認める団体

(補助対象となる地域文化資源)

第 3 条 この要綱において補助事業の対象となる地域文化資源は、神戸市文化財の保護及び文化財を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成 9 年 3 月条例第 50 号。以下「条例」という。）の規定に基づき指定、登録、認定されたもの（予定含む）、並びに国、県及び関係部局の指定、支援を受けているもの（予定含む）を除いたものとする。

2 原則として、以下に示すような場合は補助事業の対象としない。

- (1) 神社・仏閣等の建造物等の新築や修理
- (2) 日常作業で行うような維持管理作業（草むしり等）
- (3) 公開することが困難と認められるもの
- (4) 区長が不適切と認めるものや、その他当該補助事業の趣旨に適合しないもの

(対象経費)

第 4 条 補助事業の対象となる経費は、前条の規定に基づく地域文化資源を管理している団体等（以下「補助事業者」という）が当該年度内に実施する地域文化資源の保存活動に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域文化資源の補修、修理、復旧、購入に要する経費
- (2) その他、当該補助事業の目的に合致し区長が必要と認める経費

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、予算の範囲内で、総事業費の 1/2 以内（ただし限度額 70 万円）を助成するものとする。

(交付申請)

第 6 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業を実施しようとする年度の 7 月末日までに 区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書

(交付の決定)

第 7 条 区長は、補助の採否及び補助金の予定額を決定した場合は、次に掲げる書類により申請後 1 ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 2 号）

(2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）

(2) その他区長が必要と認める書類

（補助事業の変更等）

第8条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに区長までに提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書（様式第8号）

(2) 事業の実施状況がわかる書類

(3) 補助事業に係る収支決算書

（交付額の確定）

第10条 区長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(1) 補助金額確定通知書（様式第9号）

(2) その他区長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第10号）を区長の定める期日までに区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 区長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年8月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

補助金交付申請書

年 月 日

垂水区長宛

住 所

団 体 名

代表者名

下記補助金の交付について、申請します。

記

補助事業の名称		
目的及び内容		
補助事業の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
補助金の額	円	
算出の基礎		
添付書類	・事業計画書（見積書（写）、修繕前写真等） ・補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類	
担当者	氏 名	
	連絡先（電話）	

別記

収支予算書

1 収入の部

科目	予算額	摘要
	円	
計		

2 支出の部

科目	予算額	摘要
	円	
計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

補助金交付決定通知書

（公 印 省 略）

第 号

年 月 日

（補助事業者名） 様

垂 水 区 長

年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業交付申請書に記載のとおり
補助金の額	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">・補助事業者は、補助金規則及び補助金交付要綱に従うこと。・上記のほか、補助事業の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに区長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

補助金不交付決定通知書

（公 印 省 略）

第 号

年 月 日

（補助事業者名） 様

垂 水 区 長

年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

補助金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日

垂水区長宛

住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称		
変更の理由		
補助事業の期間	着手(予定)年月日	(年 月 日) 年 月 日
	完了(予定)年月日	(年 月 日) 年 月 日
補助金の額	(円) 円	
算出の基礎		
添付書類	・事業計画書（変更後） ・補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類（変更後）	

(注) 表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

別記

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	() 円	
	()	
	()	
	()	
計	()	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	() 円	
	()	
	()	
	()	
計	()	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に () 書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

垂水区長宛

住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）

補助金交付決定変更通知書

（公 印 省 略）

第 号

年 月 日

（補助事業者名） 様

垂 水 区 長

年 月 日付で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称		
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件	・ 本表第2項の交付決定内容変更承認申請書に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書（ 年 月 日付 第 号）の表第4項「交付の条件」のとおりとする。	

補助事業中止（廃止）承認通知書

（公 印 省 略）

第 号

年 月 日

（補助事業者名） 様

垂 水 区 長

年 月 日付で中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	
交付決定日・番号	年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）

補助事業実績報告書

年 月 日

垂水区長宛

住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、その実績を報告します。

記

補助事業の名称		
補助事業の期間	着手年月日	(年 月 日) 年 月 日
	完了年月日	(年 月 日) 年 月 日
補助金の額	(円) 円	
添付書類	・事業の実施状況がわかる書類（請求書、領収書、写真等） ・補助事業に係る収支決算書又はこれに代わる書類	

(注) 交付決定内容を上段に（ ）書き、実績を下段に記入する。

別記

収 支 決 算 書

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
	()	
	()	
	()	
	()	
計	()	

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
	()	
	()	
	()	
	()	
計	()	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に () 書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助金額確定通知書

（公 印 省 略）

第 号

年 月 日

（補助事業者名） 様

垂 水 区 長

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金の額を確定したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の確定額	円
特 記 事 項	

補助金請求書

請求金額	円
補助事業の名称	

上記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

年 月 日

垂水区長宛

住 所

団 体 名

代表者名

（添付書類）

振込先口座通帳の写し

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他（ ）
口座番号			
口座名義			

（注）口座名義は、補助事業者と同一の名義であること。

口座名義が異なる口座への振込となる場合は、補助金受領委任状（様式第12号）を提出すること。

補助金交付決定取消通知書

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

(補助事業者名) 様

垂 水 区 長

年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の額	円
取消しの理由	

受領委任状

年 月 日

垂水区長宛

(委任者) 住 所

団 体 名

代表者名

印

私は、下記1受任者を代理人と定め、下記2の補助金に係る下記3の金額の受領を委任します。

記

1. 受任者

住 所		印
団 体 名		
代 表 者 名		

2. 補助事業の名称

3. 受領委任する金額

金 _____ 円

4. 振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他 ()
口座番号			
口座名義			